

四半期報告書

(第19期第1四半期)

GMOインターネット株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態及び経営成績の分析】	4
第3 【設備の状況】	12
第4 【提出会社の状況】	13
1 【株式等の状況】	13
2 【株価の推移】	17
3 【役員の状況】	17
第5 【経理の状況】	18
1 【四半期連結財務諸表】	19
2 【その他】	27
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	28

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年5月14日

【四半期会計期間】 第19期第1四半期(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)

【会社名】 GMOインターネット株式会社

【英訳名】 GMO internet, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 熊谷正寿

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区桜丘町26番1号

【電話番号】 (03)5456-2555

【事務連絡者氏名】 専務取締役 グループ管理部門統括 安田昌史

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区桜丘町26番1号

【電話番号】 (03)5456-2731

【事務連絡者氏名】 取締役 グループ人事・グループ総務担当 菅谷俊彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第19期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第18期
会計期間	自 平成21年 1月1日 至 平成21年 3月31日	自 平成20年 1月1日 至 平成20年 12月31日
売上高 (千円)	9,671,728	37,247,571
経常利益 (千円)	1,163,209	4,031,765
四半期(当期)純利益 (千円)	647,018	2,111,110
純資産額 (千円)	13,246,844	13,367,705
総資産額 (千円)	39,519,561	39,752,728
1株当たり純資産額 (円)	66.98	67.26
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	6.44	21.01
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	17.0	17.0
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	753,113	4,940,119
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△120,714	△1,653,038
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△916,048	△4,144,363
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	18,201,594	18,456,132
従業員数 (名)	1,410	1,484

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額は、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成21年3月31日現在

従業員数(名)	1,410 (216)
---------	-------------

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 従業員数の(外書)は、臨時従業員の平均雇用人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数(名)	304 (57)
---------	----------

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 従業員数の(外書)は、臨時従業員の平均雇用人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

当第1四半期連結会計期間における受注実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(千円)	受注残高(千円)
WEBインフラ・EC事業	114,072	30,898
インターネットメディア事業	1,696,936	330,955
その他事業	—	—
合計	1,811,008	361,854

(注) 1 金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(千円)
WEBインフラ・EC事業	4,655,642
インターネットメディア事業	5,015,589
その他事業	497
合計	9,671,728

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 当四半期連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満であるため記載を省略しております。
3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 経営成績の分析

<事業全般の概況>

当第1四半期連結会計期間のわが国の経済環境は、世界的な金融危機の深刻化や世界景気の一層の下振れ懸念、及び株式市場の変動の影響などから急速に悪化したことを背景に、個人消費ならびに、企業収益及び設備投資も減少が進んでおります。

そのような中、当社グループの属するインターネット市場におきましては、この経済環境にもかかわらず、特に消費者向け電子商取引市場を中心に、「節約消費」や「巣籠もり消費」という消費行動を受け、堅調に推移しております。

このような環境の中、当社グループは、WEBインフラ・EC事業においては高品質・低価格のサービスを中心に顧客基盤を拡大しています。また、インターネットメディア事業は、求人広告事業の撤退の影響の影響がありながらも、SEMメディアを中心に堅調に推移しました。

その結果、当第1四半期連結会計期間における連結業績は、売上高が9,671,728千円、営業利益は1,103,018千円、経常利益は1,163,209千円となっております。

WEBインフラ・EC事業及びインターネットメディア事業の状況は、セグメント毎の状況に示すとおりであります。当第1四半期連結会計期間においてはこれらの業績に加え、投資有価証券・子会社株式の売却益等31,905千円を特別利益に計上し、連結子会社であるGMOサンプランニング(株)における求人広告事業撤退損失等30,308千円を特別損失に計上した結果、税金等調整前四半期純利益は1,164,806千円となりました。これに法人税等及び法人税等の調整額356,123千円、少数株主利益161,664千円を計上したことにより、当期純利益は647,018千円となりました。

	当四半期
売上高	
WEBインフラ・EC事業	4,710,713
インターネットメディア事業	5,166,587
その他	497
消去等	-206,069
合計	9,671,728
営業利益	
WEBインフラ・EC事業	690,831
インターネットメディア事業	429,085
その他	-30,096
消去等	13,196
合計	1,103,018
経常利益	1,163,209
四半期純利益	647,018

<セグメント毎の状況>

各セグメントの事業の内容は、以下のとおりとなっております。

事業区分		主要業務
WEBインフラ・EC事業	ドメイン取得事業	・お名前.com、ムームードメインなどのドメイン取得
	レンタルサーバー事業	・お名前.com レンタルサーバー (SD)、iSLE、RapidSite、MightyServer、WEBKEEPERS、まるごとServer、ロリポップ!などで展開する専用サーバー、共用サーバーの提供・運用・管理・保守を行うホスティングサービス
	EC支援・WEB制作事業	・Color me shop! Pro、MakeShopなどネットショップ構築のASPサービス ・カラメルなどショッピングモールの開発、運営・おまかせwebなど、Web制作・運営支援サービス・システムコンサルティングサービス ・まるごとECなどネットショップ構築支援コンサルティングサービス ・おまかせwebなど、Web制作・運営支援サービス・システムコンサルティングサービス ・デジタルコンテンツ王で展開する、音楽、動画などのデジタルコンテンツ販売を支援するASPサービス
	セキュリティ事業	・クイック認証SSL、企業認証SSLなどのSSLサーバー証明書発行サービス、コードサイン証明書発行サービス、PDF文書署名用証明書発行サービス
	決済事業	・PGマルチペイメントサービスなどの通販・EC事業者向けクレジットカード決済サービス、公金クレジットカード決済サービス
	アクセス事業	・interQ MEMBERS、ZERO等のインターネット接続サービス
インターネットメディア事業	インターネットメディア・検索関連事業	・yaplog!、JUGEM、AutoPageで展開するブログサービスやfreemlなどで展開するインターネットコミュニティサービス等のインターネット広告メディアの開発、運営 ・SEMメディア事業 日本語キーワード「JWord」の運営・販売 GMOSEO+、Find-AなどSEO（検索エンジン最適化）の販売 ・オーバーチュア事業 自社メディアへのコンテンツ連動広告、検索連動型広告の配信
	広告代理事業	・インターネット広告媒体を主要広告媒体としたバナー広告、テキスト広告、メール広告、検索連動型広告等の販売 ・企画広告制作サービス
	その他	・Corum Onlineなどオンラインゲームの企画・運営サービス ・インターネットリサーチシステムの提供及びリサーチモニターの管理・運営
その他事業	その他	・ベンチャーキャピタル事業

・WEBインフラ・EC事業

ドメイン取得事業では、当第1四半期連結会計期間において、ドメイン登録・更新数が19.7万件となり、ドメインの登録・更新のシェア拡大を推進いたしました。一方、ドメインの販売単価が下落したため、売上高は603,784千円となっております。

レンタルサーバー事業では、利用ニーズの高度化・多様化に対応するため、ディスク容量の増強や既存サービスの機能強化を進めております。また、専用ホスティングサービス及びマネージドホスティングサービスにおいては、「冗長化サービス」「メールサーバー運用代行システム」「専用サーバーExchangeサービス」など、サービスの拡充を致しております。この結果、契約件数は39万件、売上高は2,241,771千円となっております。

EC支援・WEB制作事業のうち、ECカート事業につきましては、引き続き高いニーズに裏付けられた成長を持続しております。サービス機能・決済手段の拡充など顧客利便性の向上の活動を行っております。しかし、ECパッケージの販売について、高単価な商材から低単価な商材へシフトしたこと、WEB制作について、当社の人員をインターネットメディア・検索関連事業へシフトさせ戦略的に縮小させたこと等から、売上高は、564,894千円となっております。

セキュリティ事業では、日本国内においては販売代理店との提携を進めており、また、日本法人によるアジア・オセアニア地域の国々向けの直接販売を開始しております。海外においては、欧州、北米等の拠点ではこれまでの販売代理店開拓の効果が表れてきており、売上高に貢献致しました。この結果、売上高は311,586千円となっております。

決済事業では、加盟店の増加、継続課金が増加しております。また、福岡県福岡市において水道料金等のクレジットカード決済サービスを採用して頂くなど、公金分野にも積極的に事業展開しております。この結果、売上高は606,963千円となっております。

5大商材の売上高についてはこのような状況となっており、これらを含めたWEBインフラ・EC事業合計では売上高が4,710,713千円、営業利益は690,831千円となりました。

・インターネットメディア事業

景気低迷は国内の広告市場へも影響を及ぼしており、求人広告事業は、本年2月に撤退の意思決定を行いました。一方、インターネット広告市場の中でも、より費用対効果を追求する傾向の中で、SEMメディアを中心としたサービスが好調に推移いたしております。

インターネットメディア・検索関連事業のうち、日本語検索サービスのJWord、SEOなどのSEMメディアの販売については、販売人員のシフト等の効果により、特にSEOの販売が順調に推移しました。オーバーチュアとの提携による検索連動型広告につきましては、広告抑制の動きや単価下落の影響はありましたものの、配信数を増加させた効果などにより、インターネットメディア・検索関連事業の売上高は2,245,227千円となっております。

広告代理事業では、モバイル広告における好調な伸びはあったものの、求人広告領域においては、雇用環境の悪化の進行が想定以上に進み、厳しい状況が続いております。こうした状況を踏まえ、GMOサンプランニング株式会社は、平成21年2月28日付をもって求人広告事業から撤退し、平成21年4月1日に同社の親会社であるGMOアドパートナーズ株式会社と合併致しました。また、前四半期連結会計期間に含まれていなかった㈱NIKKOの売上高が広告代理事業の売上高に加算されております。これらの影響により、広告代理事業の売上高は2,697,994千円となっております。

これらを含めたインターネットメディア事業の売上高は5,166,587千円となりましたが、求人広告事業からの撤退の影響を受け、営業利益は429,085千円となりました。

・その他事業

当四半期連結会計期間のその他事業はベンチャーキャピタル事業のみとなっております。

この結果、その他事業におきましては、売上高は497千円、営業利益は△30,096千円となりました。

(2) 財政状態の分析

平成21年3月31日現在における資産、負債及び純資産の状況のうち平成20年12月31日現在と比較し、変動がある項目は主に以下のとおりであります。

流動資産は、前連結会計年度末に比べ30,250千円減少(0.1%減)し、25,614,251千円となっております。現金及び預金が255,018千円減少したこと、受取手形及び売掛金が236,348千円増加したことが主要因であります。

固定資産は、前連結会計年度末と比べ202,916千円減少（1.4%減）し、13,905,309千円となっております。主に、のれんが償却等により194,332千円減少したこと、投資有価証券が一部につき売却したこと等により153,010千円減少したこと、ソフトウェアが取得等により84,470千円増加したことが要因であります。

この結果、資産合計は、前連結会計年度末と比べ233,166千円減少（0.6%減）し、39,519,561千円となっております。

流動負債は、前連結会計年度末に比べ167,230千円増加（1.1%増）し、14,927,147千円となっております。短期借入金が200,000千円増加したこと、未払配当の計上等により未払金が151,824千円増加したこと、納税により未払法人税等が346,348千円減少したこと等が主要因であります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べ279,536千円減少（2.4%減）し、11,345,569千円となっております。約定返済により長期借入金が349,750千円減少したことが主要因であります。

この結果、負債合計は、前連結会計年度末と比べ112,306千円減少（0.4%減）し、26,272,716千円となっております。

純資産は、前連結会計年度末に比べ120,860千円減少（0.9%減）し、13,246,844千円となっております。利益剰余金が、四半期純利益の計上により647,018千円増加したものの、配当金の支払いにより703,382千円減少したことが主要因であります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当四半期連結会計期間のキャッシュ・フローは、営業活動により753,113千円増加、投資活動により120,714千円減少、財務活動により916,048千円減少となりました。以上の結果として現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は18,201,594千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

「営業活動によるキャッシュ・フロー」は、税金等調整前四半期純利益を1,164,806千円計上し、減価償却費190,527千円、のれんの償却220,478千円など非資金費用の計上、法人税等の支払額691,957千円などにより、753,113千円の増加となりました。

「投資活動によるキャッシュ・フロー」は、無形固定資産取得による取得が138,760千円、投資有価証券の売却による収入が95,000千円、子会社株式取得による支出等が53,737千円あったこと等により、結果として120,714千円の減少となりました。

「財務活動によるキャッシュ・フロー」は、短期借入の純増加による収入が200,000千円（純額）、長期借入の返済による支出が349,750千円、配当金の支払による支出が589,615千円、少数株主への配当金の支払支出が196,653千円あったこと等により、結果として916,048千円の減少となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた問題はありませぬ。

（株式会社の支配に関する基本方針）

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、上場会社であり当社株式は自由に売買できるものである以上、当社株式に対する大規模な買付行為を一概に否定するものではなく、当該買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には、当社株式を保有する株主の皆様のご自由な意思によってなされるべきものと考えております。

しかしながら、近年、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣との協議や合意のプロセスを経ることなく、いわば敵対的に、突如として一方的に大規模な買付行為を強行するといった動きが顕在化しつつあります。このような一方的且つ大規模な買付行為の中には、株主の皆様に対して当該買付行為に関する十分な情報が提供されず株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該買付行為の条件・方法等について検討し、また、当社の取締役会が、これを評価・検討して取締役会としての意見を取りまとめるための十分な時間を確保しないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないなど当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を著しく損なう買付行為もあり得るところです。

当社グループは、『すべての人にインターネット』をコーポレートフィロソフィーキャッチに、I. ドメイン取得、レンタルサーバー、EC支援・Web制作、セキュリティ、決済、アクセスなどの事業を主とする、WEBインフラ・EC事業、及び、II. インターネットメディア・検索関連、広告代理などの事業を主とする、インターネットメディア事業を中心として、総合的なインターネットサービスを提供しており、これらの事業はそれぞれが独立したものではなく、相互に有機的に一体として機能することによって相乗効果が生じ、より高い企業価値を創造していると考えております。また、インターネット関連技術は技術革新の進歩が極めて速く、それに応じた業界標準及び顧客ニーズも急速に変化しております。したがって、当社の経営は、上記のような事業特性及びインターネットサービスに関する高度な専門知識を前提とした経営のノウハウ、並びに、技術革新に対応するための優れた技術、能力を有する従業員、有機的一体的企業結合体の中で各事業を担うグループ会社、取引先及び顧客等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠であると考えております。このような当社の事業に対する理解なくして当社の企業価値の把握は困難であり、株主の皆様が大規模な買付行為を評価するに際しても、当該買付行為の買付者から提供された情報だけではなく、当社の事業特性等を十分に理解している当社取締役会の当該買付行為に対する評価・意見等が適切に提供されることが極めて重要であると考えております。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、上記の当社の事業を理解し、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との間に築かれた関係等を理解した上で、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。

以上の考え方にに基づき、当社取締役会といたしましては、上記のような当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

②当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は上記①記載の基本方針（以下、「基本方針」といいます。）の実現に資する特別な取組みとして、以下の取組みを行っております。

当社は、『すべての人にインターネット』をコーポレートフィロソフィーキャッチに、たゆまぬベンチャー精神のもと、『インターネットの文化・産業とお客様の笑顔・感動を創造し、社会と人々に貢献する』を企業理念として掲げております。

当社はこの企業理念を具現化するため、すなわち、お客様の笑顔・感動を創造するため、最高のサービスをより多くのお客様に提供することに注力いたしております。

当社グループでは、ドメイン、レンタルサーバーや決済など数多くの事業（サービス）においてナンバーワンの実績をあげており、そのお客様の多様なニーズ、特にインターネットビジネスに取り組むお客様

が求める、導入から活用そして集客までを当社グループで一貫して完結できる基盤が整っております。

これらの事業を有機的に結合し、相乗効果を最大化させる取組みにより企業価値・株主の皆様の共同の利益の向上を目指しております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、特定株主グループ（以下において用いられる用語は、本事業報告に別段の定めのある場合又は文脈上別意に解すべき場合を除き、平成18年3月13日付プレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）について」において定められる意味を有するものとし、）の議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。）が行われる場合には、大規模買付ルールへの遵守を求め、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、又は、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、大規模買付行為が当社株主の皆様の共同の利益及び当社の企業価値を著しく損なうと認められる場合につき対抗措置を発動することがあること等を定めております。

当社は、平成18年3月13日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針を決定し、以後毎年開催される当社定時株主総会において選任された取締役が、本対応方針を継続するか否かを決定することとなります。（なお、対応方針の内容の詳細につきましては、当社ホームページ（URL：<http://www.gmo.jp>）に掲載されている平成18年3月13日付プレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）について」にて公表しておりますので、そちらをご参照ください。）

④上記②の取組みについての取締役会の判断

上記②の取組みは、当社グループ全体の企業価値を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為が行われる危険性を低減させるものと考えられるため、上記(1)の基本方針に沿うものであります。

また、かかる取組みは、当社グループ全体の企業価値を向上させるための取組みであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

⑤上記③の取組みについての取締役会の判断

i) 上記③の取組みは、十分な情報の提供と十分な検討等のための期間の確保の要請に応じない大規模買付者、及び、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を害するおそれのある大規模買付行為を行う大規模買付者に対して対抗措置を発動できることとしております。したがって、上記(3)の取組みは、上記(1)の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社の上記(1)の基本方針に沿うものであると考えております。

ii) 上記③の取組みは、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保することを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるための取組みであります。また、かかる取組みにおいては、対抗措置の発動について取締役会による恣意的な判断を防止し、その判断の合理性・公正性を担保するために、特別委員会を設置し、特別委員会の勧告を最大限尊重して対抗措置を発動することを定めており、また、対抗措置を発動するに際しては、社外監査役2名を含む監査役の全員の賛成を得た上

で、取締役全員の一致により決定することとしております。したがって、上記③の取組みは、株主の皆様のご共同の利益を損なうものではなく、また、取締役会の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は、15,388千円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備の新設、除却の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	270,000,000
第1種優先株式	130,000,000
計	400,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年5月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	100,484,441	100,484,441	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	100,484,441	100,484,441	—	—

(注) 平成21年3月26日開催の当社第18期定時株主総会において変更した定款に、第1種優先株式を発行することができる旨規定しておりますが、この四半期報告書提出日現在、発行した第1種優先株式はありません。なお、当社定款に規定している第1種優先株式の内容は次のとおりであります。

第1種優先配当等（定款第13条関係）

1. 当社は、毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者に対して剰余金の配当（以下「期末配当」という。）をするときは、当該末日の最終の株主名簿に記載または記録されている第1種優先株式を有する株主（以下「第1種優先株主」という。）または第1種優先株式の登録株式質権者（以下「第1種優先登録株式質権者」という。）に対して、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第1種優先株式1株につき、第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める額の金銭（ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度中に定められた基準日により第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して第4項に従い剰余金の配当を金銭にてしたときは、第1種優先株式1株につきした剰余金の配当の額を控除した額（ただし、ゼロを下回る場合はゼロ）の金銭。以下「第1種優先配当金」という。）を支払う。
2. 当社は、期末配当をする場合であって、第1種優先配当金および次項に定める累積未払配当金が支払われた後に普通株主または普通登録株式質権者に対して普通株式1株につきする剰余金の配当の額に第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める比率（100パーセントを下限とし、200パーセントを上限とする。）（以下「第1種優先株式配当率」という。）を乗じて得られる額が第1種優先配当金の額を超過するときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して、普通株主および普通登録株式質権者と同順位にて、第1種優先株式1株につき、普通株主または普通登録株式質権者に対してする剰余金の配当と同一の種類で、かつ、当該超過する額（小数部分が生じる場合、小数点以下を切り捨てる。）の剰余金の配当をする。
3. ある事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して金銭にて支払う剰余金の配当の額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その第1種優先株式1株あたりの不足額（以下「累積未払配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。累積未払配当金については、第1項、前項および次項に定める剰余金の配当に先立ち、第1種優先株式1株につき累積未払配当金の額に達するまで、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して金銭にて支払う。
4. 当社は、剰余金の配当をするとき（期末配当をする場合を除く。）は、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して、普通株主および普通登録株式質権者と同順位にて、第1種優先株式1株につき、普通株主または普通登録株式質権者に対してする剰余金の配当と同一の種類で、かつ、普通株主または普通登録株式質権者に対して普通株式1株につきする剰余金の配当の額に第1種優先株式配当率を乗じて得られる額（小数部分が生じる場合、小数点以下を切り捨てる。）の剰余金の配当をする。

第1種優先株主に対する残余財産の分配（定款第14条関係）

1. 当社の残余財産を分配するときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、累積未払配当金を金銭にて支払う。
2. 当社は、前項に基づく残余財産の分配をした後、さらに残余財産があるときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して、普通株主および普通登録株式質権者と同順位にて、第1種優先株式1株につき、普通株主または普通登録株式質権者に対して普通株式1株につきする残余財産の分配と同一の種類および額の残余財産の分配をする。

議決権（定款第15条関係）

第1種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第1種優先株主は、2事業年度連続して各事業年度中に定められた基準日より第1種優先配当金および累積未払配当金の全額を支払う旨の決議がなされないときは、当該2事業年度終了後最初に開催される定時株主総会より（ただし、第1種優先配当金および累積未払配当金の全額を支払う旨の議案が当該定時株主総会に提出され否決されたときは、当該定時株主総会の終結の時より）、第1種優先配当金および累積未払配当金の全額を支払う旨の決議がある時までの間、株主総会において議決権を行使することができる。

種類株主総会（定款第16条関係）

1. 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、第1種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
2. 第12条第1項の規定は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集される種類株主総会にこれを準用する。
3. 第21条ないし第23条、第24条第1項および第25条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。
4. 第24条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

普通株式を対価とする取得条項（定款第17条関係）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、当該各号に定める日（取締役会が、それ以前の日を定めたときは、その日）の到来をもって、その日に当社が発行する第1種優先株式の全部（当社が有する第1種優先株式を除く。）を取得し、第1種優先株式1株を取得するのと引換えに、第1種優先株主に対して普通株式1株を交付する。
 - (1) 当社が消滅会社となる合併、完全子会社となる株式交換または株式移転（他の株式会社と共同して株式移転をする場合に限る。）に係る議案が全ての当事会社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は取締役会）で承認された場合、当該合併、株式交換または株式移転の効力発生日の前日
 - (2) 当社が発行する株式につき公開買付けが実施された結果、公開買付者の株券等所有割合が3分の2以上となった場合、当該株券等所有割合が記載された公開買付報告書が提出された日から90日目の日なお、本号において「公開買付け」とは金融商品取引法第27条の3第1項に定める公開買付けを、「株券等所有割合」とは金融商品取引法第27条の2第1項第1号に定める株券等所有割合を、「公開買付者」または「公開買付報告書」とは金融商品取引法第2章の2第1節に定める公開買付者または公開買付報告書をいう。
2. 当社は、第1種優先株式を上場している金融商品取引所が第1種優先株式を上場廃止とする旨を決定した場合には、取締役会が定める日の到来をもって、その日に当社が発行している第1種優先株式の全部（当社が有する第1種優先株式を除く。）を取得し、第1種優先株式1株を取得するのと引換えに、第1種優先株主に対して普通株式1株を交付することができる。

株式の分割、株式の併合等（定款第18条関係）

1. 当社は、株式の分割または株式の併合をするときは、普通株式および第1種優先株式ごとに同時に同一の割合とする。
2. 当社は、当社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、第1種優先株主には第1種優先株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。
3. 当社は、当社の株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、第1種優先株主には第1種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。
4. 当社は、株式無償割当てをするときは、普通株主には普通株式の株式無償割当てを、第1種優先株主には第1種優先株式の株式無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合とする。
5. 当社は、新株予約権無償割当てをするときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、第1種優先株主には第1種優先株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合とする。
6. 当社は、株式移転をするとき（他の株式会社と共同して株式移転をする場合を除く。）は、普通株主には

普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する普通株式と同種の株式を、第1種優先株主には第1種優先株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する第1種優先株式と同種の株式を、それぞれ同一の割合で交付する。

7. 当社は、単元株式数について定款の変更をするときは、普通株式および第1種優先株式のそれぞれの単元株式数について同時に同一の割合です。

8. 第1項から第6項までの規定は、現に第1種優先株式を発行している場合に限り適用される。

その他の事項（定款第19条関係）

当社は、第13条から第18条に定めるほか、第1種優先株式に関する事項について、これを第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権の状況

(平成17年3月29日定時株主総会の特別決議に基づく平成17年6月20日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数	100 個 (注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	10,000 株 (注2)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり3,039円 (注2)
新株予約権の行使期間	平成18年4月1日から平成27年3月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	①株式の発行価格 1株当たり3,039円(注2) ②発行価格中資本に組み入れる額 1株当たり1,520円 (別記(注2)により払込金額の調整が行われた場合の資本組入額は、調整後の払込金額の2分の1とする。なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げた額とする。)
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社若しくは当社関係会社の取締役、相談役、監査役、従業員若しくは顧問または当社グループ主要取引先の取締役若しくは従業員であることを要するものとする。 ②新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社は、当社を完全子会社とする株式交換に際して、株式交換契約書の記載に従い、本新株予約権に係る義務を本株式交換によって完全親会社たる会社に承継させることができる。

(注) 1 各新株予約権の行使により発行する株式数は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行う場合、各新株予約権の行使により発行する株式数は次項の算式により調整されるものとする。

2 新株予約権の目的となる株式の数及び払込金額の調整

①株式の調整

新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行うときは、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

② 払込金額の調整

新株予約権発行後に、当社が株式の分割または併合を行うときは、次の算式により1株あたり払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後1株あたり払込金額} = \text{調整前1株あたり払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年1月1日～ 平成21年3月31日	—	100,484,441	—	1,276,834	—	—

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年12月31日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,200	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 100,479,100	1,004,791	—
単元未満株式	普通株式 4,141	—	—
発行済株式総数	100,484,441	—	—
総株主の議決権	—	1,004,791	—

(注) 1 単元未満株式には、当社所有の自己株式 71株が含まれております。

2 「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式 7,400株(議決権 74個)が含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) GMOインターネット株式 会社	東京都渋谷区桜丘町26番1 号	1,200	—	1,200	0.00
計	—	1,200	—	1,200	0.00

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 1月	2月	3月
最高(円)	505	485	383
最低(円)	397	352	304

3 【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間(平成21年1月1日から平成21年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	18,255,654	18,510,672
受取手形及び売掛金	4,774,687	4,538,338
営業投資有価証券	899,232	886,982
繰延税金資産	748,718	759,166
その他	1,251,327	1,252,290
貸倒引当金	△297,618	△302,948
投資損失引当金	△17,750	—
流動資産合計	25,614,251	25,644,502
固定資産		
有形固定資産	※1 570,569	※1 569,395
無形固定資産		
のれん	1,853,864	2,048,196
ソフトウェア	2,068,543	1,984,072
その他	171,228	88,442
無形固定資産合計	4,093,636	4,120,711
投資その他の資産		
投資有価証券	664,288	817,299
投資不動産	4,436,590	4,437,348
繰延税金資産	2,136,013	2,162,724
破産更生債権等	5,437,002	5,428,258
その他	2,041,739	2,039,320
貸倒引当金	△5,474,530	△5,466,832
投資その他の資産合計	9,241,103	9,418,118
固定資産合計	13,905,309	14,108,225
資産合計	39,519,561	39,752,728
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,517,419	1,544,219
短期借入金	2,399,000	2,199,000
1年内償還予定の社債	1,000,000	1,000,000
未払金	2,071,273	1,919,449
未払法人税等	422,882	769,231
賞与引当金	141,674	107,456
役員賞与引当金	21,245	29,474
前受金	2,470,318	2,392,138
預り金	3,987,475	3,930,424
その他	895,855	868,522
流動負債合計	14,927,147	14,759,917

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年12月31日)
固定負債		
長期借入金	10,652,500	11,002,250
長期未払金	472,762	481,619
退職給付引当金	3,902	6,428
その他	216,404	134,807
固定負債合計	11,345,569	11,625,105
負債合計	26,272,716	26,385,022
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,276,834	1,276,834
利益剰余金	5,585,110	5,636,307
自己株式	△493	△461
株主資本合計	6,861,452	6,912,681
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△14,253	△14,843
繰延ヘッジ損益	12,025	△12,909
為替換算調整勘定	△129,003	△126,499
評価・換算差額等合計	△131,231	△154,252
少数株主持分	6,516,623	6,609,277
純資産合計	13,246,844	13,367,705
負債純資産合計	39,519,561	39,752,728

(2) 【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
売上高	9,671,728
売上原価	4,429,874
売上総利益	5,241,854
販売費及び一般管理費	* 4,138,836
営業利益	1,103,018
営業外収益	
受取利息	76,081
受取配当金	1,445
その他	87,957
営業外収益合計	165,484
営業外費用	
支払利息	71,270
その他	34,022
営業外費用合計	105,293
経常利益	1,163,209
特別利益	
固定資産売却益	2,086
投資有価証券売却益	5,000
関係会社株式売却益	19,164
その他	5,654
特別利益合計	31,905
特別損失	
固定資産除却損	1,534
事業撤退損	12,916
事務所移転費用	15,387
その他	469
特別損失合計	30,308
税金等調整前四半期純利益	1,164,806
法人税、住民税及び事業税	322,472
法人税等調整額	33,651
法人税等合計	356,123
少数株主利益	161,664
四半期純利益	647,018

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	1,164,806
減価償却費	190,527
のれん償却額	220,478
投資有価証券売却損益 (△は益)	△5,000
関係会社株式売却損益 (△は益)	△19,164
受取利息及び受取配当金	△77,527
支払利息	71,270
売上債権の増減額 (△は増加)	△215,657
仕入債務の増減額 (△は減少)	△32,047
その他	145,924
小計	1,443,609
利息及び配当金の受取額	76,476
利息の支払額	△75,015
法人税等の支払額	△691,957
営業活動によるキャッシュ・フロー	753,113
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△55,046
無形固定資産の取得による支出	△138,760
無形固定資産の売却による収入	2,851
投資有価証券の取得による支出	△4,350
投資有価証券の売却による収入	95,000
子会社株式の取得による支出	△53,737
子会社株式の売却による収入	22,050
その他	11,278
投資活動によるキャッシュ・フロー	△120,714
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	1,100,000
短期借入金の返済による支出	△900,000
長期借入金の返済による支出	△349,750
配当金の支払額	△589,615
少数株主への配当金の支払額	△196,653
その他	19,970
財務活動によるキャッシュ・フロー	△916,048
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,470
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△281,177
現金及び現金同等物の期首残高	18,456,132
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	26,639
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 18,201,594

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第1四半期連結会計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項ございません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)	
1	<p>連結の範囲の変更</p> <p>第1四半期連結会計期間より、GMOクリエイターズネットワーク株式会社他1社は重要性が増加したため、シードテクノロジー株式会社は新たに設立したため、連結の範囲に含めております。</p>
2	<p>会計処理の原則及び手続の変更</p> <p>(1) リース取引に関する会計基準の適用</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を早期適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。</p> <p>また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。</p> <p>当該変更に伴う四半期連結貸借対照表及び四半期連結損益計算書に与える影響は軽微であります。</p>

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項ございません。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項ございません。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成20年3月31日)	
	<p>前連結会計期間における損益計算書においては、「Ⅰ 営業収益」「Ⅱ 事業費」「Ⅲ 販売費及び一般管理費」とし、営業収益から事業費並びに販売費及び一般管理費を控除した金額を営業利益として表示しておりましたが、提供するサービスの拡大に伴う組織再編成により、売上原価と販管費の区分が明確となったことから、当第1四半期連結会計期間より、「Ⅰ 売上高」「Ⅱ 売上原価」「Ⅲ 販売費及び一般管理費」とし、売上高から売上原価を控除した金額を売上総利益、売上総利益から販売費及び一般管理費を控除した金額を営業利益として表示することと致しました。</p> <p>また、当該組織再編成に伴い、事業部門と営業部門を明確し、業務分掌がより明確になったことに伴い、売上原価と販管費の区分の見直しを行いました。これにより、当第1四半期連結会計期間において、従来の区分方法と比べて、売上原価は、473,377千円減少し、販売費および一般管理費は、473,377千円増加し、営業利益に与える影響はありません。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末 (平成20年12月31日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は874,107千円、投資不動産の減価償却累計額は4,011千円であります。</p> <p>2 次の会社のリース契約に対して債務保証を行っております。 クリック証券(株) 108,788千円</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は862,296千円、投資不動産の減価償却累計額は3,253千円であります。</p> <p>2 次の会社のリース契約に対して債務保証を行っております。 クリック証券(株) 122,386千円</p>

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)	
※	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。
給与	1,428,578千円
のれんの当四半期償却額	220,002千円
広告宣伝費	171,758千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)	
※	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金	18,255,654千円
預入期間が3か月超の定期預金	<u>△54,060千円</u>
現金及び現金同等物	18,201,594千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年3月31日)及び当第1四半期連結会計累計期間(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	100,484,441

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	1,358

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年3月26日 定時株主総会	普通株式	703,382	7	平成20年12月31日	平成21年3月27日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当する事項はございません。

4 株主資本の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前連結会計年度末と比較して著しい変動はございません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

	WEBインフラ・EC事業 (千円)	インターネットメディア事業 (千円)	その他事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	4,655,642	5,015,589	497	9,671,728	—	9,671,728
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	55,071	150,998	—	206,069	(206,069)	—
計	4,710,713	5,166,587	497	9,877,798	(206,069)	9,671,728
営業利益又は営業損失(△)	690,831	429,085	△30,096	1,089,821	13,196	1,103,018

(注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。なお、従来の「インターネット活用支援事業(ネットインフラ事業)」を「WEBインフラ・EC事業」に、従来の「インターネット集客支援事業(ネットメディア事業)」を「インターネットメディア事業」に事業の種類別セグメントの名称を変更しております。

2 各区分の主なサービス

(1) WEBインフラ・EC事業

・・・アクセス事業、ドメイン取得事業、レンタルサーバー事業、EC支援・WEB制作事業、セキュリティ事業、決済事業、その他

(2) インターネットメディア事業

・・・インターネットメディア・検索関連事業、広告代理事業、その他

(3) その他事業

・・・ベンチャーキャピタル事業

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

全セグメントの売上高の合計に占める日本の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

海外売上高は連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末 (平成21年12月31日)
66.98円	67.26円

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第1四半期連結累計期間

当第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	
1株当たり四半期純利益	6.44円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	-円

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(千円)	647,018
普通株式に係る四半期純利益(千円)	647,018
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式の期中平均株式数(株)	100,483,130
四半期純利益調整額(千円)	—
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた普通株式増加数(株)	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—

(重要な後発事象)

該当事項ございません。

2【その他】

該当事項ございません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 5月12日

GMOインターネット株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 吉村 孝郎 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 岡田 雅史 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているGMOインターネット株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成21年1月1日から平成21年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、GMOインターネット株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年5月14日

【会社名】 GMOインターネット株式会社

【英訳名】 GMO internet, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 熊谷正寿

【最高財務責任者の役職氏名】 専務取締役 グループ管理部門統括 安田昌史

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区桜丘町26番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役会長兼社長熊谷正寿及び当社最高財務責任者専務取締役グループ管理部門統括安田昌史は、当社の第19期第1四半期(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

